

福島県道路交通規則

※ 福島県道路交通規則のうち、主に自転車に係るものを抜粋したものです。

(軽車両の灯火)

第8条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を左右に2個（二輪の自転車又は幅が50センチメートル以下の軽車両にあつては1個）備え付けている場合は、第2号に掲げる尾灯をつけることを要しない。

- (1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯
- (2) 灯光の色が橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有する尾灯

2 前項第1号の前照灯のうち自転車に設ける発電装置によるものにあつては、照射光線の方向を下向きにし、その主光軸は、前方10メートルの地点を超えないものとする。

3 第1項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できる反射器、又は長さ15センチメートル（2枚に分けて貼り付ける場合は、その合計の長さが15センチメートル）以上幅2.5センチメートル以上の反射性を有するテープであること。
- (2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(昭53公委規則9・全改、令元公委規則7・一部改正)

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第9条 法第57条第2項の規定に基づく軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(エ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(オ) 三輪の自転車（二以上の幼児用座席を設けているものを除く。）に、その乗車装置に応じて乗車させている場合

(カ) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

- (2) 積載物の重量は、積載装置を備える自転車にあつては30キログラム（貨物運搬用自転車にあつては65キログラム）を、リヤカーを引する場合におけるその引されるリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。
- (3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこととする。
- ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び荷車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの
- イ 幅 自転車にあつてはその積載装置、牛馬車及び荷車にあつては乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの
- ウ 高さ 2メートル（牛馬車にあつては、3メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの
- (4) 積載の方法は、次のとおりとすること。
- ア 前後 積載装置（牛馬車にあつては、乗車装置を含む。）の前後から自転車にあつては0.3メートルを、自転車以外の軽車両にあつては0.6メートルを超えてはみ出さないこと。
- イ 左右 自転車にあつてはその積載装置、自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右からそれぞれ0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

（昭39公委規則15・昭47公委規則5・昭53公委規則9・平16公委規則5・平21公委規則9・令元公委規則6・令3公委規則2・一部改正）

（自動車以外の車両の引制限）

第10条 法第60条の規定に基づき定める自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の引の制限は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 引するための装置を有する車両によつて引されるための装置を有する車両を引する場合を除き、他の車両を引しないこと。
- (2) 引される車両は1台とし、引する車両の前端から引される車両の後端までの長さが5メートルを超えないこと。

2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を引することができる。

- (1) 引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。
- (2) その故障車に係る免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
- (3) 引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。
- (4) 故障車を引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。

（昭53公委規則9・平20公委規則7・令5公委規則7・一部改正）

第3章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号の規定に基づき定める車両等の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 積雪又は凍結している道路において、駆動輪（他の車両に引される車両にあつては後輪）にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部の摩耗が50パ

- 一セント以下のものに限る。)を取りつける等すべし止めの措置を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (2) 下駄、木製サンダルその他運転に支障を及ぼすおそれのある履物を履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (3) 傘をさし、物を担ぎ、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、又は自転車を運転しないこと。
- (4) ぎよ者台の設備のない牛馬車(牛馬そりを含む。)に乗車して運転しないこと。
- (5) 警音器の機能が不完全な自転車を運転しないこと。
- (6) 高音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (7) 自動二輪車(側車付きのものを除く。)に他の者を乗車させて運転するときは、乗車装置にまたがらせること。
- (8) 令第13条第1項に定める自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれに類似する音を発しないこと。
- (9) 普通自動二輪車(原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (11) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。
- (12) 自動車を運転する場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いなく表示自動車(当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなる場合は進路を変更しないこと。

(昭39公委規則15・全改、昭40公委規則13・昭42公委規則17・昭44公委規則8・昭47公委規則5・昭50公委規則3・昭53公委規則9・昭54公委規則3・平12公委規則3・平14公委規則4・平21公委規則9・平24公委規則3・平25公委規則3・

平27公委規則 7 ・ 平29公委規則 1 ・ 令元公委規則 1 ・ 令 6 公委規則 5 ・ 一部改正)